

広情個審第30号

令和元年7月3日

広島市長 松井 一實 様

広島市情報公開・個人情報保護審査会

会長 田邊 誠

公文書不存在通知に係る審査請求に対する裁決について（答申）

平成29年11月6日付け広緑緑第184号で諮問のあったこのことについては、
別添のとおり答申します。

（諮問第233号事案）

答 申 書

諮問のあった事案について、次のとおり答申します。

【諮問事案】

平成29年11月6日付け広緑第184号の諮問事案（諮問第233号事案）

平成29年4月13日付けの公文書開示請求に対し、広島市長（以下「実施機関」という。）が同月27日付け広緑第23号で行った不存在を理由とする公文書不開示決定に対する同年5月7日付け審査請求

1 審査会の結論

実施機関が、上記公文書開示請求（以下「本件開示請求」という。）に対して、不存在を理由に不開示とした決定は妥当である。

2 審査請求の内容

審査請求人（以下「請求人」という。）の審査請求書等及び実施機関が実施した口頭意見陳述における主張は、おおむね次のとおりである。

(1) 審査請求の趣旨

広島市情報公開条例（平成13年広島市条例第6号。以下「条例」という。）に基づき、不存在を理由とする公文書不開示決定を取り消し、全開示を求める。

(2) 審査請求の理由

ア 憲法第21条知る権利侵害である。

イ 地方自治法第244条第2項、第3項違反を意図的、組織的に行い、公園管理権を濫用した結果であり、承知しない。

ウ 元広島市長〇〇や広島弁護士会会長に対する特権を認めたか、違法・不当な圧力があつたか又はなかったかの記録等は業務上当然に存在すると考える。

エ 広島市公園警備員の日報にも記載がなく、正規に契約どおり業務が行われていない理由はない。しかし、公園警備に対する支出が行われている以上、記録がないでは通用しない。右理由により、全部開示を求める。

オ 条例では、市民の市政参加を助長し、市政に対する市民の理解と信頼を深め、もって市政を推進することを目的としているが、今回の処分には当たっては、何らこの目的に鑑みることなく、ま

た、これを考慮したと考えられることが一片も感じられないものとなっている。

カ 人の生命、健康、生活又は財産を保護するために、また、広島市民の平和と安全、これ以上の違法行為を直ちに是正させるために、今回開示を求めた公文書を公にすることが非常に重要だと感じている。

キ 広島記念公園条例に基づく検査や取締りの状況が、著しく不法な行為を容認し、もしくはその発見を困難にさせ、また、証拠を隠滅させ、時効を成立させることを援助して、また、共犯としてこのようなことを行っているとしたか考えざるを得ないものとなっている。一日も早く、今回開示を求めた公文書が全て開示されるよう求める。

3 実施機関の主張要旨

説明書における実施機関の主張は、次のとおりである。

請求のあった公文書は作成又は取得していないため、不存在決定を行ったものであり、請求人の主張には理由がないものとする。

4 審査会の判断理由

当審査会は、必要な調査を行い、条例に則して検討した結果、以下のとおり判断する。

広島平和記念公園内原爆ドーム前にて拡声器を使用する元広島市長〇〇及び広島弁護士会会長が広島記念公園条例に違反しない証拠及び許可も得ている証拠の開示を求める本件開示請求に対し、請求の対象となっている公文書を保有していないという実施機関の説明に不合理な点は認められない。したがって、実施機関が本件開示請求に対して、不存在を理由に不開示とした決定は妥当である。

以上により、「1 審査会の結論」のとおり判断する。

別紙 1

審査会の処理経過

年 月 日	処 理 内 容
H 2 9 ・ 1 1 ・ 6	広緑緑第 1 8 4 号の諮問を受理 (諮問第 2 3 3 号で受理)
H 3 1 ・ 2 ・ 1 9 (第 1 回審査会)	第 1 部会で審議
H 3 1 ・ 3 ・ 1 9 (第 2 回審査会)	第 1 部会で審議
R 1 . 5 . 1 5 (第 3 回審査会)	第 1 部会で審議
R 1 . 6 . 2 1 (第 4 回審査会)	第 1 部会で審議

参 考

広島市情報公開・個人情報保護審査会第1部会委員名簿
(五十音順)

氏 名	役 職 名
大 橋 弘 美	弁護士
片 木 晴 彦 (部会長)	広島大学大学院法務研究科教授
ジョージ・R・ハラダ	広島経済大学経済学部教授